

年度末
退職者様へ

遺族付加年金 “きずな” (退職後制度)

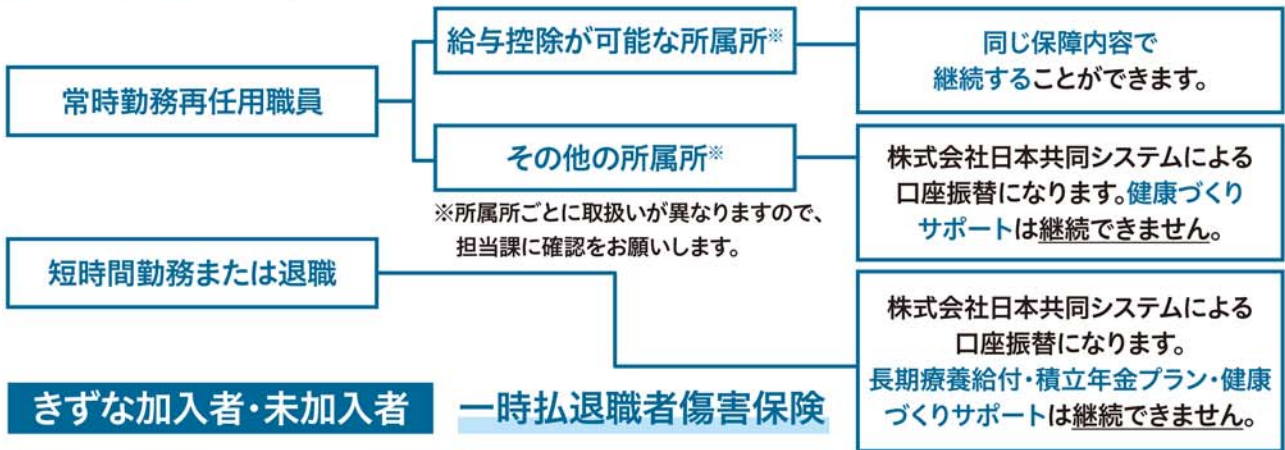
資料

令和5年1月上旬
配付予定

退職後も継続して加入することができます ……………

- ①退職日直前まで加入していた制度をそのまま[※]継続することができます。
※株式会社日本共同システムによる口座振替の場合、健康づくりサポートは継続できません
- ②退職後も配当金の対象になります。
1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
遺族付加年金“きずな”(損害保険部分)、医療保険、重病支援給付、長期療養給付、生活応援給付には配当金はありません。

きずな加入者 フローチャート(令和5年3月末以降)



きずな加入者・未加入者 一時払退職者傷害保険

退職時に無告知で加入できる保険です。

一時払保険料は、10、20、30、40万円から選択し、保険料払込月の翌月1日から10年間は保険期間となります。

急激かつ偶然な外来の事故によるケガ 死亡・後遺障害 入院 通院 手術	+	熱中症・食中毒 入院 通院 手術	+	法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等 賠償責任保険金 最高1億円
---------------------------------------	---	---------------------	---	--

2022年4月1日以降始期契約用の補償内容を記載しています。今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性もあります。制度内容等詳細は今後配布予定のパンフレットをご一読ください。

退職後制度の詳細は、[こちら](#)の35ページ～42ページをご参照ください

栃木県市町村職員共済組合

検索

新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」の取扱いが変更となります

感染者(有症状者)の療養期間が10日間から7日間に短縮されたことや全数把握の見直しが行われたことから、令和4年9月26日以降新たに新型コロナウイルス感染症と医師から診断された場合、「みなし入院」の取扱いが以下のとおり変更となります。

支払
対象者

- 65歳以上の方
- 入院を要する方
- 妊婦の方
- 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方

詳細については、[こちら](#)をご確認ください。